

子教第 19 号
平成 26 年 4 月 23 日

各市町村教育委員会 殿

神奈川県教育委員会



平成 27 年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について (通知)

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 (昭和 38 年法律第 182 号) 第 10 条の規定に基づき、別添のとおり通知しますので、十分に御配慮くださるようお願いいたします。

問い合わせ先

教育局支援部子ども教育支援課

教育指導グループ 松田、市川

電話 (045)210-1111 内線 8220



平成 27 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 10 条の規定に基づき、平成 27 年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第 34 条第 1 項（同法第 49 条、第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）及び附則第 9 条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。